

飯塚市公式ホームページリニューアル・運用保守業務委託プロポーザル実施要領

新たなCMSを導入した市公式ホームページが、住民がいつでも・どこでも一律の行政サービスを受けることができるような「デジタル市役所」の役割を果たし、24 時間行政サービスを提供し、もって住民満足度の向上と情報発信力の強化が可能となり、そのようなCMSが提供可能である事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、本実施要領において必要な事項を定める。

1. 業務名

飯塚市公式ホームページリニューアル・運用保守業務委託

2. 目的

本業務は、飯塚市公式ホームページについて、新たなCMSを導入し、全ての利用者がデジタル実装の恩恵を受けることで使いやすく、魅力的なデザインへ刷新するとともに、職員が容易に情報発信を行える環境を構築、鮮度の高い情報をタイムリーに発信できるようにし、新たなホームページが市の情報発信のプラットフォームとして位置付けされることを目的とする。

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙「飯塚市公式ホームページリニューアル・運用保守業務委託調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで（予定）

※ 本稼働は令和 8 年 3 月 1 日を予定し、契約期間は本稼働後の稼働安定確認期間を含む。

4. 提案上限額

26,727,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

市ホームページ初期構築に係る調達費、設定費、操作研修費等の導入経費（令和 7 年度の運用・保守費含む。）に加え、これ以外に発生する運用保守費、システム利用料等のランニングコスト（令和 8 年度から令和 9 年度までの CMS 機器システム保守費）を加えた合計額とする。

※ ただし、上記 CMS 機器システム保守費の 12 月当たりの金額は 3,500,000 円以下（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

5. 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者にあつては、プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結の日までに、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。
- (2) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。(消費税及び地方消費税を含む。)
- (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (9) 「飯塚市ホームページリニューアル機能要件チェックシート」(様式第 7 号)の「必須」要件が全て「○」か「△」であり、「飯塚市ホームページリニューアル業務データセンター要件チェックシート」(様式第 8 号)「対応」要件が全て「○」か「△」であること。
- (10) 官公庁において本業務の類似業務の受託実績を有すること。

6. 本業務委託に関する公募及び実施スケジュール

- (1) 飯塚市公式ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和 7 年 5 月 7 日(水)から令和 7 年 6 月 16 日(月)までとする。

実施項目	日時	手段・場所
募集要領の公示 参加表明書受付開始	令和 7 年 5 月 7 日（水）	ホームページ
質問の受付締切	令和 7 年 5 月 14 日（水）	電子メール
質問回答	令和 7 年 5 月 19 日（月）	市ホームページ 及び電子メール
参加表明書等の提出締切	令和 7 年 6 月 16 日（月）	郵送または持参（一 部電子メール）
第 1 次審査結果通知	令和 7 年 6 月 19 日（木）	電子メール
第 2 次審査（プレゼンテーション 審査）開始時間等の通知	令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 5 時 15 分まで	電子メール
第 2 次審査	令和 7 年 6 月 30 日（月）	飯塚市役所
最終審査結果通知	令和 7 年 7 月 2 日（水）	市ホームページ 及び電子メール
契約締結	令和 7 年 7 月中旬頃	

※ 審査結果の通知後、事前協議を行った後、契約を締結する。

※ 日程については、変更する場合がある。

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類	備考
①	参加表明書(様式第 1 号)	
②	会社概要書（様式第 2-1 号）	会社概要が分かるパンフレット等がある場合は、1 部を併せて提出すること。
③	役員名簿及び照会承諾書(様式第 2-2 号)	
④	業務実施体制（様式第 2-3 号）	
⑤	業務実績調書（様式第 3 号）	CMS 導入実績は地方公共団体（市町村）において直近 3 年以内に人口 10 万人以上の自治体ホームページ作成業務の実績（最大 10 件まで）を記載すること。

⑥	企画提案書(様式第 6 号)	(別紙) 企画提案書作成要領を確認すること。
⑦	見積書(様式第 6-1 号) 及び見積明細書 (任意様式)	「10.見積書の作成及び提出」を参照すること。
⑧	機能要件チェックシート(様式第 7 号)	既に対応している場合は「○」を、運用開始までに対応可能である場合、本内容を満たすカスタマイズ等を行うことにより同等以上のことが実施可能である場合は「△」を記入すること。
⑨	データセンター要件チェックシート(様式第 8 号)	可否については既に対応している場合は「○」を、運用開始までに対応可能である場合は「△」を記入すること。
⑩	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	直近の決算のもの
⑪	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	写し可
⑫	国税及び地方税納税証明書	未納がないことが確認できるもの。写し可
⑬	印鑑証明書	写し不可

※ 公募に関する資料、様式等は市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便など送付記録が残る手段に限る。)、一部電子メールによる。
ただし、持参する場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに持参すること。
なお、郵便事故等について飯塚市はその責めを負わない。

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 5 時 15 分まで(必着)

(4) 提出場所

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 本庁舎 6 階 情報管理課情報発信係 担当者名：田中、櫛

電話：0948-96-8541 メールアドレス：kouhou@city.iizuka.lg.jp

(5) 提出部数(提出書類は長辺綴じにすること。)

正本 1 部、⑥のみ副本 7 部、⑧、⑨はエクセルデータでの提出

※ ⑪～⑬は、発行後 3 箇月以内のものに限る。

※ 飯塚市の「名簿」登録者であれば、③、⑩、⑪、⑫、⑬の提出は省略可能。

※ 副本に事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。

8. 質問方法

本業務委託に関する質問は、「質問書」（様式第 4 号）に記入し、下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けない。

(1) 質問書提出期限

令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

電子メール（kouhou@city.iizuka.lg.jp）で飯塚市役所情報管理課情報発信係に送付

9. 質問への回答方法

前項の質問に対する回答は期限までに受け付けたすべての質問について市ホームページに掲載し、質問者には下記の要領にて電子メールにより回答する。

(1) 回答は令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時 15 分までに行う。

(2) 参加の意思確認を行ったすべての業者にメールにて回答し、市ホームページに公開する。

10. 見積書の作成及び提出

参加希望者は以下の要領で見積書等を提出すること。

(1) 見積書

見積書（様式第 6-1 号）は、ホームページリニューアルに係る業務費用及び令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 24 ヶ月間のランニングコストの合計額（消費税額除く。）を記入する。

(2) 見積明細書

見積明細書は、システム構築に係る費用とランニングコストに係る費用がわかるように区別し、調達費、設定費、操作研修等費用等の各種内訳を詳細に記載する。

11. プロポーザル参加の辞退

参加表明書を提出した後のプロポーザル参加辞退については、第 1 次審査辞退の場合は、令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 5 時 15 分までに、第 2 次審査辞退の場合は、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに、「辞退届(様式第 5 号)」を提出しなければならない。その提出方法は、電子メールで辞退届を飯塚市役所情報管理課情報発信係（kouhou@city.iizuka.lg.jp）あてに送付することとする。

12. 審査方法

審査は、飯塚市職員 5 名で構成する「飯塚市公式ホームページリニューアル・運用保守業務委託事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者(1 者)を選定する。

(1) 第 1 次審査(書類審査)

- ① 第 1 次審査は書類審査にて実施する。参加表明者が多数となった場合は、審査委員会において「13.審査項目及び配点」の区分 1～3 の項目(25 点満点)により審査を行い、第 2 次審査参加者を 3 者程度に選定、令和 7 年 6 月 19 日(木)午後 5 時 15 分までに「企画提案書提出者選定通知書」又は「非選定通知書」のいずれかを参加表明者あてにメールにて送付する。
- ② 第 1 次審査の内容に対する問合せについての回答は行わない。参加希望者は第 1 次審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申立てすることはできない。
- ③ プロポーザルの参加表明者が少数(3 者以下)である場合、第 1 次審査を省略することができる。

(2) 第 2 次審査(第 1 次審査通過者のプレゼンテーションによる審査)

第 2 次審査は、令和 7 年 6 月 30 日(月)に実地(飯塚市役所)で実施予定(詳細な開始時間や会場は令和 7 年 6 月 27 日(金)午後 5 時 15 分までに提案者に電子メールで通知する。)とする。

プレゼンテーションによる審査を実施し、審査委員会による審査の結果、合計点(120 点満点)が最も高い参加希望者を受託候補者とする。

- ① プレゼンテーションは、「13.審査項目及び配点」中の区分 4～13(95 点満点)について順に行うものとする。
- ② プレゼンテーション(及びデモンストレーション)の時間は 45 分以内とし、実機を用いたデモを合わせて行う。
- ③ 終了後、15 分間の質疑応答時間を設ける。
- ④ 原則、第 2 次審査の順番は、参加表明書の受付順とする。
- ⑤ 参加人数は、4 名以内とする。(説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。)
- ⑥ プレゼンテーションでパソコン等の機材を使用する場合は、提案者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターなどの「投影環境」は飯塚市が準備し、投影接続コネクタは HDMI 端子を予定している。
- ⑦ インターネット環境は提案者で用意すること。
- ⑧ 提案者は、審査中に事業者名等、自社が特定できるような情報を公表しないこと。公表した場合は、第 2 次審査の得点から審査委員 1 名につき 5 点を減点する。

- ⑨ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めないものとする。
- ⑩ プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。
- ⑪ 審査の結果、最高得点提案者の総得点が 6 割に満たない場合は、選定対象としない。
- ⑫ 第 1 次審査及び第 2 次審査の総得点が同点の場合は、次のアにより、さらに同点の場合は次のイにより受託候補者を決定するものとし、この場合でも同点である場合は、くじ引きにより決定する。

ア 審査項目「3 及び 7 システム（CMS）概要・特徴」及び「10 デザイン、サイト構成」の合計得点が最も高い者

イ 第 2 次審査のみの得点が最も高い者

13. 審査項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査項目及び配点は以下のとおりとする。

審査項目			評価事項	配点
1 次 審査 及び 2 次 審査	1	業務実績	他の地方公共団体での運用実績について評価する。（様式第 3 号）	5
	2	データセンター要件	データセンター要件チェックシート（様式第 8 号）の機能要件について評価する。	5
	3	システム（CMS）概要・特徴	機能要件チェックシート（様式第 7 号）について評価する。	15
2 次 審査	4	見積金額	見積額についてそれぞれ評価する。（様式第 6-1 号）	15
	5	実施体制	実施体制、職員サポート体制について評価する。（様式第 2-3 号）	5
	6	業務工程	構築から運用までのスケジュール・フローについて評価する。	5
	7	システム（CMS）概要・特徴	閲覧者及び利用者が使いやすく便利な機能が備わっているか、管理画面が使いやすいか等 CMS 機能・特徴について評価する。	10
	8	デジタル市役所の実現	ホームページが 24 時間行政サービスを提供できる本市の実装希望機能（①ナビゲーション機能による行政サービス案内、電子申請が可能な手	15

			続ポータルサイト、②ごみ出し情報等の実装によって 24 時間行政サービスが提供可能となる機能）が実装できるか評価する。	
	9	構築後の運用・保守支援	構築から運用開始後までの各段階においてサポート体制が充実しているかなどについて評価する。	5
	10	デザイン、サイト構成	サイト構成、トップページのデザイン、文字や画像、アイコンなどは、誰が見てもわかりやすく表示されるかなどについて評価する。	20
	11	セキュリティ	CMS のセキュリティの確保内容、CMS の提供者として持つ認証資格について評価する。	5
	12	拡張性、独自提案	今後無償で対応できる拡張性を有しているか。また、利便性を高める独自提案がなされているかについて評価する。	10
	13	プレゼンテーション・ヒアリング	提案を実行するためのプレゼンテーションに説得力があり、分かりやすい説明を行ったか、また質疑に対する回答が明瞭であったかを評価する。	5
	合計			120

14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 4 記載の提案上限額を超えている場合
- (2) 本実施要領 5 記載の参加資格及び要件を満たさなくなった場合
- (3) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されたもの
- (6) 契約が締結できない、または締結の意思が認められない
- (7) 第 2 次審査を正当な理由なく欠席した場合

- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合及び名簿登載者以外のものにあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当した場合

15. 契約の手続き

本業務委託の契約については以下の内容で飯塚市契約規則に基づき受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結に向け、飯塚市と受託候補者との間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、仕様書等の内容の一部を修正する場合がある。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認めない(ただし、飯塚市に不利にならない変更であつて、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものは除く)。
- (2) 協議が整った場合は、受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結するものとする。
- (3) 受託候補者が契約を辞退したとき、または参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点事業者と契約手続きを進めるものとする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び飯塚市契約規則などの関係規程の定めに従い処理するもの。

16. その他留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲内において複写することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号によるものを除き、原則公開とする。ただし、情報の公表時期は受託候補者選定後に限るものとする。
- (5) 審査委員会の会議は非公開とする。
- (6) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (7) 契約締結後の操作研修のスケジュール等については、飯塚市と受託者で別途協議する。

17. 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 総務部 情報管理課 情報発信係(担当：田中、樫)

電 話 0948-96-8541(ダイヤルイン)

F A X 0948-21-2066

メールアドレス kouhou@city.iizuka.lg.jp